

# 豊中市 児童手当システム・児童扶養手当システム・子ども子育て支援システム・医療費助成管理システム（福祉医療システム）

## 標準化に関する情報提供依頼

### 1. 背景と目的

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」という。）が令和 3 年（2021 年）9 月に施行され、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化（以下「標準化」という。）が推進されることとなりました。

標準化法では、地方公共団体に対し、標準化基準（標準化法第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項に規定する基準）に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用が義務付けられています。また、標準準拠システムは、ガバメントクラウド（デジタル庁の「地方公共団体情報システム標準化基本方針」4.3.1 に規定）を利用することが原則とされています。

本市においては、児童手当システム・児童扶養手当システム・子ども子育て支援システムが特定移行支援システムに該当し、現行システムから標準準拠システムへの移行計画の再検討や移行費用の見直しを行う必要があります。

つきましては、本市への児童手当システム・児童扶養手当システム・子ども子育て支援システム標準準拠システムの提供の可否、導入スケジュール等、および児童手当システム・子ども子育て支援システムと一体型パッケージで運用している医療費助成管理システム（福祉医療システム、以下省略）について、下記のとおり情報のご提供をお願いいたします。なお、本依頼の結果により、今後の契約等が確約されるものではないことをご了承ください。ご多忙中、大変恐縮ではございますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 2. 情報提供依頼の内容について

#### (1) 情報提供依頼の目的

本件は、標準準拠システムへの移行に関し、今後の検討をより円滑に進めるためにご協力いただける事業者様を確認するために実施するものです。

#### (2) 対象範囲

情報提供依頼の対象範囲は以下のとおりです。なお、回答に当たっては全範囲である必要はありません。「児童手当システムのみ」など、一部範囲で回答いただいても差し支えありません。

- ・児童手当システム：児童手当システム標準仕様書

- ・児童扶養手当システム：児童扶養手当システム標準仕様書
- ・子ども子育て支援システム：子ども子育て支援システム標準仕様書
- ・医療費助成管理システム：貴社パッケージシステムの標準機能範囲

### (3) 前提条件

標準準拠システムは下記条件にて導入を検討しています。下記条件を考慮の上で情報提供をお願いいたします。

- ・今回の情報提供依頼では、児童手当システム・児童扶養手当システム・子ども子育て支援システムを対象とする。なお、医療費助成管理システムについては標準準拠システム対象外だが、現行の児童手当システムと一体型のパッケージで運用しているため、情報提供依頼の対象とする。
- ・本市と同等の住基人口（人口 40 万人以上）の自治体にて、該当システムを導入・保守サポートしていること。
- ・初期導入費用及び運用費用が安価であること。
- ・利用期間を通じて確実に運用が可能なシステム、継続して運用・保守業務を提供できること。
- ・文字セットは行政事務処理標準文字を利用すること。独自文字を利用する場合も行政事務処理標準文字に対応すること。
- ・移行方式はリフト&シフトとし、共同利用方式の場合はガバメントクラウド上にシステム構築する。
- ・標準準拠システム間の連携は AWS 上のオブジェクトストレージサービス（Amazon S3）を利用すること。医療費助成管理システムと標準準拠システム間の連携については情報提供依頼内容に含める。

### (4) 情報提供依頼内容

本件において本市が求める情報を以下に示します。

- ・プロポーザルへの参加可否
- ・アプリケーション提供方法（共同利用方式／単独利用方式）
- ・利用（構築）する CSP
- ・導入実績及び導入予定（政令市、中核市における標準準拠システムの稼働実績及び稼働予定）
- ・想定される構築スケジュール（下記本市想定スケジュールへの対応が可能か、困難である場合は貴社における想定スケジュール）
- ・標準準拠システム構築に要する費用の見積り（概算費用）
- ・医療費助成管理システム構築に要する費用の見積り（概算費用。標準準拠システムと同時に構築する場合は標準準拠システムの構築に含めることも可、ただし医療費助

成管理システム分の費用を明記すること)

- ・医療費助成管理システムと標準準拠システム間の連携（利用ネットワーク、連携方法等）
- ・その他提案事項
- ・本市が想定する運用への対応可否

※可能であればご提供いただきたい資料

- 貴社システムの標準化対応方針が分かる資料
- 貴社標準準拠システムの特徴
- システム内のデータ連携方法（密結合／疎結合）  
（「2. 情報提供依頼の内容について」の「(2) 対象範囲」に記載のシステムを複数提供している場合は、システム間の連携についても記載）
- システム外とのデータ連携方法（API 連携／ファイル連携）
- クラウドネイティブ対応（マネージドサービスの利用範囲）
- 標準化後のシステム運用の考え方
- 標準準拠システム稼働までの進め方
- 契約から標準準拠システム稼働までに市側が行う作業工程
- 講演資料、既存ユーザー向けの資料で網羅されている場合には、そのままご提供ください。今回の回答用に加工いただく必要はありません。
- 上記項目全てを網羅していなくても構いません。

## (5) 想定スケジュール

令和 8 年 3 月：情報提供依頼

令和 8 年 3 月～5 月：情報収集、見積書取得（必要に応じヒアリング等実施）

令和 8 年 5 月～9 月：事業者選定に向けた準備（必要に応じヒアリング等実施）

令和 8 年 10 月～令和 9 年 3 月：事業者選定作業（RFP を想定）

令和 9 年 4 月頃：導入事業者決定、システム構築開始

令和 10 年 3 月頃：児童扶養手当システム本稼働

※児童手当システムとセットでの本稼働が可能な場合は、児童手当システムの本稼働時期（令和 11 年 1 月頃）に合わせて児童扶養手当システムの本稼働時期を遅くする可能性があります。

令和 11 年 1 月頃：児童手当システム・子ども子育て支援システム本稼働

※今回の RFI の結果により稼働時期が令和 12 年 1 月頃になる可能性があります。

<医療費助成管理システムの本稼働時期について>

現時点で未定です（児童手当システム・児童扶養手当システムの標準化システム本稼働後を予定）。

### 3. 現行システムの概要等

#### (1) 現行システム及び現行システムベンダ（敬称略）

- ・児童手当システム・子ども子育て支援システム・医療費助成管理システム：富士通 Japan 株式会社
- ・児童扶養手当システム（母子父子寡婦福祉資金の機能あり）：株式会社アイネス
- ・システム動作環境：クライアント端末は情報系ネットワークに接続されており、以下 2 種類を利用。
  - ① VMware Horizon Enterprise を利用した VDI 接続により、マイナンバー利用事務系ネットワーク上の仮想デスクトップにアクセスする構成。端末の OS は Windows 10 Enterprise を採用。
  - ② マイナンバー利用事務系ネットワークに物理端末で LAN 接続する。端末の OS は Windows 10 Enterprise を採用。
- ・ネットワーク環境：個人番号利用事務系

#### (2) 人口

令和 8 年 1 月 1 日現在 405,958 人（中核市）

#### (3) ユーザー数

児童手当システム：約 40 人

児童扶養手当システム：約 20 人

子ども子育て支援システム：約 30 人

医療費助成管理システム：約 80 人

#### (4) 業務端末数

約 150 台

#### (5) 設置場所

- ・豊中市役所第二庁舎 3 階・2 階（豊中市中桜塚 3 丁目 1-1）
- ・豊中市役所第一庁舎 1 階（豊中市中桜塚 3 丁目 1-1）
- ・とよなかハートパレット 2 階（豊中市岡上の町 2 丁目 1-8、子ども子育て支援システムのみ）
- ・豊中市役所庄内出張所（豊中市庄内幸町 4 丁目 29 番 1 号庄内コラボセンター「ショコラ」3 階、医療費助成管理システムのみ）
- ・豊中市役所新千里出張所（豊中市新千里東町 1 丁目 2 番 2 号千里文化センター「コラボ」2 階、医療費助成管理システムのみ）

## (6) システム連携

別紙「連携システム一覧」を参照

## 4. システム開発上の要件

### (1) 標準準拠

地方公共団体情報システム標準化基本方針や各種標準化仕様書など国の定める標準化関連指針全てに準拠することを求めます。従って、開発途中でも、国の動向に合わせて仕様変更等に柔軟に対応することを求めます。

システムの標準化適合性確認については地方公共団体システム標準化基本方針にて「共通化標準化基準の適合性確認」に定められた通りとなりますが、国の動向などを見据え、検収時点での基準に沿って適合性を評価する想定です。

### (2) ガバメントクラウドの活用

共同利用方式の場合、国の利用及び接続環境・契約方法等の整備が十分にされていることを前提に、システム稼働からガバメントクラウド上で稼働することを前提にします。

また、システム開発・保守だけではなく、ガバメントクラウド運用管理補助者についても一括で本システムの開発・保守事業者へ委託することが望ましいと考えておりますが、御意見（例：ガバメントクラウド運用管理補助者は別途調達にしてほしい等）があれば「(様式1) 情報提供書」の「その他」にて情報提供をお願いいたします。

単独利用方式の場合は、本市が指定する仮想化基盤上にシステムを構築することを前提とします。

なお、医療費助成管理システムについては、今回の提案を受けて今後検討していきます。

### (3) 各業務における留意事項

提供システムにおいて、国が定めた標準仕様への適合は当然ながら必須要件とし、それに加えて本市が求める機能や帳票の要件の実現可否や実現方法について、ご教示ください。

< 児童手当システム >

- ① 任意のデータを csv として出力する機能 (EUC 機能)
- ② 国等への報告に必要な内訳等を含む月次統計表を作成する機能 (現在は SE 処理で作成)。
- ③ 共通基盤システムから金融機関情報を連携し登録する機能
- ④ 児童手当システム内データの登録情報を検索・集計し帳票作成を行う機能
- ⑤ 受給者情報の異動履歴等を遡って削除・修正できる機能
- ⑥ 対象児童の住登外から住登、住登から住登外への変更に伴い履歴の引継ぎができる機能

⑦ eLTAX を利用した児童手当返還金等公金収納のデジタル化に関する機能

<児童扶養手当システム>

- ① 児童扶養手当の所得情報、資格情報をシステムから csv で出力し、ひとり親家庭等医療費助成のシステムへ移入し、連携する機能（同システム内運用の場合は連携要否をお知らせください）
- ② 任意のデータを csv として出力する機能（EUC 機能）
- ③ 受給者と住所が同一で福祉世帯に登録されていない対象者の一覧を出力する機能（同一住所者リスト出力・標準仕様に存在しない機能）
- ④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する機能（滞納については滞納整理システムとの連携及び eLTAX を利用した貸付金等公金収納のデジタル化が必要）
- ⑤ 共通基盤システムから金融機関情報を連携し登録する機能
- ⑥ 標準帳票レイアウトにおいて 3 ページにわたる帳票（13.現況届・14.一部支給停止（13 条の 3 関係）児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ）を両面印刷で連続出力できるように 1 ページ余白ページを追加できる機能
- ⑦ 現況届の電子申請があった場合、提出日・養育費を自動またはバッチで取り込む機能

⑧ eLTAX を利用した児童扶養手当返還金等公金収納のデジタル化に関する機能

<子ども子育て支援システム>

- ① 保護者からの電子申込（入所申込等）の CSV データを自動またはバッチで取り込む機能
- ② AI 等を利用した入所選考機能（転所を希望する児童のみで選考を実施後、新規入所を希望する児童のみで選考を実施）
- ③ 幼児教育・保育無償化に伴う施設等利用給付に関する支給認定（新 2 号・新 3 号認定）において、償還払いに関する情報（給付額、振込口座等）をシステム内で管理する機能
- ④ 現在新 2 号・新 3 号認定の児童が 2 号・3 号認定での保育施設入所を希望して申込をしている場合に、同一宛名番号で現在の支給認定と申込内容を管理する機能
- ⑤ 児童名簿一覧を出力する際、施設に配付するため施設ごとに名簿を出力する機能
- ⑥ 児童の登園・退園時刻データから当該児童の延長保育料金を算出する機能（3.（6）システム連携に関する資料を参照）
- ⑦ 給食費データと副食費減免対象者のデータを突合し、1 号認定児の給食費の算出及び取り込みを行う機能。
- ⑧ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する機能（支給認定等）
- ⑨ 共通基盤システムから金融機関情報を連携し登録する機能
- ⑩ eLTAX を利用した利用者負担額（保育料）等公金収納のデジタル化に関する機能

<医療費助成管理システム>

- ① 子ども医療費助成において、新規資格取得の際に国民健康保険情報の連携が確認できず、ダミー保険者情報を入力し資格情報作成した人のリストを作成する機能
- ② 子ども医療・ひとり親家庭等医療費助成において、システムに入力した償還払い対象者（支払予定者）の口座情報を一覧出力する機能
- ③ システム内のデータより情報を検索・集計し、必要な帳票作成を行う機能
- ④ 毎月のレセプトデータ（CSV）をシステム移入用データ（CSV）に加工する機能（各公費・各保険種別ごと）
- ⑤ ひとり親家庭等医療費助成において、児童扶養手当システムより作成した資格・所得情報データを移入し、所得判定・資格情報を一括更新する機能（児童扶養手当を受給していない者除く）
- ⑥ 共通基盤システムから医療機関情報・金融機関情報を連携し登録する機能
- ⑦ 保護者からの電子申請（保険変更等）があった場合、データを自動またはバッチで取り込む機能
- ⑧ eLTAX を利用した医療費返還金等公金収納のデジタル化に関する機能

## 5. 情報提供方法

### (1) 提出方法

本件に参加いただける場合、次の要領で御連絡ください。

- ア 情報提供依頼書を参考に、「(様式 1) 情報提供書」に記載事項を入力してください。
- イ 「8 問合せ・提出先」に記載のメールアドレス宛に送付してください。なお、メールの件名は「【情報提供】子育て給付課システム標準化情報提供依頼【貴社名】」としてください。メール送信後、「8 問合せ・提出先」に記載の連絡先宛てに到着確認の御連絡をお願いします。

### (2) 提供資料一覧

情報提供を依頼するに当たり、本市より提供する資料は以下のとおりです。

資料名	説明	備考
情報提供依頼書	本書類	
情報提供書	本情報提供依頼に対する情報提供の回答を記載いただく書類	様式 1
質問票	情報提供依頼に関し貴社から質問がある場合に提出いただく書類	様式 2

### (3) 提出期限

情報提供意向の提出は令和 8 年 5 月 22 日（金）17 時までにお願ひします。

## 6. 情報提供依頼に係る質問の受付について

### (1) 質問方法

本情報提供依頼について質問がある場合は、次の要領で御連絡ください。

- ア 作成方法：「【様式 2】質問票」に質問事項を入力してください。
- イ 通知方法：「8 問合せ・提出先」に記載のメールアドレス宛に送付してください。なお、メールの件名は「【質問】児童手当・子ども子育て支援システム標準化情報提供依頼【貴社名】」としてください。メール送信後、「8 問合せ・提出先」に記載の連絡先宛てに到着確認の御連絡をお願いします。
- ウ 質問受付期限：質問票の提出は令和 8 年 4 月 10 日（金）正午までにお願ひします。
- エ 質問の回答：質問内容に関する回答は、次のとおりとします。回答日：令和 8 年 4 月 24 日（金） 回答方法：質問回答の一覧を、全参加事業者の担当者へ電子メールで送信します。なお、回答日より早く回答の準備が完了した場合、前倒して回答します。

## 7. 留意事項

- 本情報提供依頼は、標準準拠システム等に関する技術や価格等の各種情報の情報収集を目的としており、今後の調達に直接関与するものではありません。
- 今回の情報提供依頼に際し、今後の調達等において特に優遇または不利な取り扱いが行われることはありません。また、どのような提案を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではありません。
- 本 RFI を辞退した事業者について不利益に取り扱うことはありません。
- 提供された情報は、本市および現行システムの保守を委託している事業者において利用します。また、国への状況報告等に利用する場合があります。
- ご提供いただいた情報・資料は返却いたしません。
- 本 RFI に伴い、本市が提供する資料および質問回答の内容は、本 RFI に関する作業以外には使用を禁じます。
- 本 RFI の実施に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- 本 RFI で提示する資料に記載された内容は、作成日現在で本市が把握又は想定している情報等に基づくものであり、今後変更となる場合があります。
- ご提供いただいた情報・資料に関して、後日ヒアリングや製品デモンストラーションの依頼等を行う場合があります。

## 8. 問合せ・提出先

所在地：〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1-1

担当課：豊中市 こども未来部 子育て給付課

担当者：戸田、井上

TEL：06-6858-2221（直通。平日9：00～17：15）

Mail：[kosodatekyufu@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:kosodatekyufu@city.toyonaka.osaka.jp)